

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日発行)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県婦人問題意識調査実施要領
健康保険法による看護料の支給基準
昭和五十七年度地籍調査事業計画の決定
土地改良事業計画の決定

告 示

鳥取県告示第六百二号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、鳥取県婦人問題意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県婦人問題意識調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、婦人問題に関する県民の意識と生活実態を把握し、もつて今後の婦人行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

二 調査項目

この調査は、婦人に係る次の項目に関する県民の意識及び実態を調査する。

- (一) 家庭について
- (二) 結婚について
- (三) 生活時間について
- (四) 生きがい・不安について
- (五) 社会参加について
- (六) 男女平等・女性の地位向上について
- (七) 職業について
- (八) 地域社会について

三 調査対象

この調査は、次の表に掲げる地域に在住する満二十歳から七十歳までの男女のうちから、所定の抽出方法によつて抽出された男女一、二〇〇人を対象とする。

市町名	地 域
鳥 取 市	鍛冶町並びに寺町、南町、西品治、立川町一丁目、立川町六丁目及び美萩野二丁目の各一部

米子市	錦町二丁目、東町、祇園町二丁目、岩倉町、両三柳及び富益町の各一部
倉吉市	東岩倉町及び幸町並びに昭和町及び小田の各一部
境港市	渡町、明治町及び馬場崎町
岩美町	大字岩本の一部
河原町	大字袋河原
八東町	大字富枝及び大字日田の一部
智頭町	大字智頭の一部
気高町	大字八幡及び大字下原
羽合町	大字上橋津及び大字橋津の一部
三朝町	大字坂本
東伯町	大字浦安の一部
西伯町	大字北方及び大字原の一部
淀江町	大字高井谷、大字中西尾及び大字富繁
中山町	住吉及び塩津の各一部
日南町	茶屋

日 野 町 黒坂の一部

四 調査方法

この調査は、調査該当市町長の推薦を受けて知事が委嘱した調査員が、調査票を配布及び収集し、並びに質問をすることによって行う。

五 調査期日

昭和五十七年七月一日

六 結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第六百三三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和五十七年六月一日から適用し、昭和五十六年七月鳥取県告示第六百四十九号（健康保険法等による看護料の支給基準について）は、廃止する。

昭和五十七年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時

監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘そう、発疹チフス及びペスト	九、二六〇円	七、八六〇円	一
法定伝染病（コレラ、痘そう、発疹チフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	七、四〇〇円	六、二九〇円	五、五六〇円
その他の疾病	六、一七〇円	五、二四〇円	四、六三〇円

- 二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
- 1 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
 - 2 食事又は用便につき介助を要すること。

病 種 別	一日当たりの看護料
コレラ、痘そう、発疹チフス及びペスト	四、八六〇円
法定伝染病（コレラ、痘そう、発疹チフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	三、八九〇円

その他の疾病

三、二四〇円

備考

- (一) 看護料には、食費、寝具料等を含む。
- (二) 泊込みのときは、一日当たりの看護料の額の二割三分五厘増とする。
- (三) 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたとときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、(二)と併給することができる。ただし、この基準の二に該当する場合は、この限りでない。
- (四) この基準は、看護料の最高額を定めたものであり、現に要した看護料の額がこの基準の範囲内であるときは、その額とする。
- (五) 付添看護人一人につき患者二人までの看護は認められるが、三人以上の看護は認められない。
- (六) 看護婦又は准看護婦を定めることができないためやむを得ず看護補助者（親族、友人等を除く。）を付き添わせた場合の看護料は、主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行っている旨を施設の長が証明するときに限り支給する。
- (七) 在宅患者の看護については、看護補助者は認められない。
- (八) この基準は、基準看護を実施している保険医療機関については、適用しない。

鳥取県告示第六百四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に

基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十七年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
佐治村	八頭郡佐治村大字加茂、大字畑、大字春谷及び大字河本の各一部	昭和五十八年三月三十一日まで	九・四五
泊 村	東伯郡泊村大字小浜	昭和五十八年三月三十一日まで	一・六〇
大栄町	東伯郡大栄町大字由良宿、大字西園及び大字妻波の各一部	昭和五十八年三月三十一日まで	一・九四

鳥取県告示第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月二十九日付けで東伯郡東伯町大字逢東一七一―一松田進八郎ほか二十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（加勢蛇東地区農道整備と区画整理及び農地造成を一体としたもの）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年六月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】